

狭あい道路整備協議申出書

年 月 日

藤沢市長

(土地所有者)

申出人 (郵便番号)

住 所

(ふりがな)

氏 名

連絡先

代理人 氏 名

連絡先

藤沢市狭あい道路整備要綱第4条第1項の規定により、次の土地の後退地等について協議したいので関係書類を添えて申し出ます。
また、申し出の土地の課税情報を提供することに同意します。

協議する土地の表示			
申 出 区 分	☐ 寄附	☐ 売買	☐ 使用貸借
角 切	☐ 有	☐ 無	☐ 未定
所有権以外の権利	☐ 有	☐ 無	☐ 設定予定
補 償 物 件	☐ 有(後退工事補償申請書のとおり)		☐ 無
建築工事等予定期間	年 月 日 か ら 年 月 日		
☐ 狭あい道路整備協議申出書提出に当たっての注意事項【裏面】を確認しました。 ※確認後、必ずチェックを入れてください。チェックが入っていない場合、申出を受付できません。			
添付書類 ☐ 案内図 ☐ 公図(写し可) ☐ 土地全部事項証明書(写し可) ☐ 現況写真 ☐ 配置図			

※太枠内のみ記入してください。

狭	路線名	道路種別	明細地図

狭あい道路整備協議申出書提出に当たっての注意事項

1. 協議の申出

- (1) 狭あい道路整備の協議申出は、建築行為の有無に係わらずお受けします。
- (2) 前面道路が境界確定していないもの、宅盤が道路より低いものはお受けできません。
- (3) その他、協議を進める上で、困難と判断される事象があった場合は、申出を取上げていただく場合もございます。
- (4) 代理人が申出の場合、受付時に土地所有者に申出の意思を確認します。

2. 後退地内の工作物

- (1) 後退地（セットバック用地）内にある工作物や庭木などは、隣接地との共有物を含めすべて撤去又は移設を行い、更地にしてください。（塀の基礎など地中にある物も含みます。）
- (2) 後退工事補償申請書を提出する場合は、市職員又は委託業者が収受日から2週間以内に補償物件の現地調査を行いますので、補償物件の撤去は2週間経過後に行ってください。調査前に撤去が完了している場合は、補償の対象になりません。
- (3) 公共下水道取付枳は、原則として、後退した民地内に移設してください。
- (4) 後退地内にある電柱は、後退した民地内に移設してください。移設については、土地所有者より電柱所有者へ依頼してください。移設できない場合は申出をお受けできません。
- (5) 現況道路内にある電柱も、有効幅員確保のため、民地内に移設をお願いしております。ご協力をお願いいたします。

3. 外構工事

- (1) 外構工事の際は、後退位置に注意の上、施工してください。
- (2) 調査測量により後退位置が確定している場合は、担当の土地家屋調査士が現地に仮杭を設置しますので、事前にご相談ください。なお、この後退位置は建築確認の図面上の位置とは異なる場合があります。

4. 後退地の舗装

- (1) 後退地を舗装する場合は、原則として外構工事の完了後に行います。
- (2) 地先境界ブロックやL型側溝などの構造物は原則として設置しません。
- (3) 後退地の舗装は、現況道路とほぼ同じ高さで舗装します。宅盤との高低差をすり付けるような施工はしません。詳細については担当職員にご確認ください。

5. 境界標

- (1) 境界標は舗装後に設置します。
- (2) 市有地、民有地のそれぞれに境界標を設置しますので、外構工事の際は境界標設置のスペースを確保してください。
- (3) 後退によって道路上に残った境界標は、後退地の舗装時に撤去します。